

平成 19 年度政策評価・施策評価について【答申案】

宮 行 評 委 第 号
平 成 19 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 大 村 虔 一

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 関 田 康 慶

平成 19 年度政策評価・施策評価について（答申）

平成 19 年 6 月 11 日付け評価第 17 号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 1 号及び同条第 7 項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

平成 1 9 年度

政策評価・施策評価について

- 目 次 -

答申に当たって	1
調査審議の方法	2
調査審議の結果	5
1 全体的事項	5
2 個別的事項	6
福祉分科会	7
環境分科会	8
教育分科会	9
産業分科会	10
社会資本分科会	11
教育・産業分科会（共管）	12
3 平成19年度行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果一覧表	13

行政評価委員会政策評価部会の意見

〔福祉分科会〕

政策整理番号 1	「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	15
政策整理番号 6	「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	以下省略

〔環境分科会〕

政策整理番号 8	「地球環境の保全」
政策整理番号 10	「豊かな自然環境の保全・創造」

〔教育分科会〕

政策整理番号 22	「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」
-----------	-----------------------	-------

〔産業分科会〕

政策整理番号 19	「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」
政策整理番号 21	「雇用の安定と勤労者福祉の充実」

〔社会資本分科会〕

政策整理番号 7 「県土の保全と災害に強い地域づくり」

政策整理番号 33 「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」

政策整理番号 34 「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」

〔教育分科会・産業分科会〕（共管）

政策整理番号 36 「高度情報化に対応した社会の形成」

答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、「行政活動の評価に関する条例」を制定、平成14年4月1日から施行し、行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、宮城県総合計画の第 期実施計画の体系に基づいて、政策 - 施策 - 事業の階層性、各々の目標 - 手段の関係、目標の達成状況、手段の有効性等について県が評価を行うことになっており、具体的には、施策や事業の必要性、有効性、効率性や県民満足度調査結果、政策評価指標の達成状況、社会経済情勢等を判断材料として評価を実施している。

また、県が行うこの評価の厳格性や客観性を確保するため、知事の諮問に応じ、学識者や有識者等で構成される宮城県行政評価委員会に、政策等の評価に関する調査審議を行う政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年の6月11日に、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」について知事から諮問を受けた。その対象は、第 期実施計画で定める36政策、213施策のうち、政策を構成する施策に政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業に平成18年度の実績がある、30政策とそれを構成する103施策である。

政策評価部会では、7月中に「福祉」「環境」「教育」「産業」「社会資本」の5つの分科会に分かれて、各分科会を延べ8回開催し、専門的な立場や県民の視点から、11政策、41施策の評価について調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については後記のとおりである。

県は、昨年度末に将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その着実な実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」を策定した。これに伴い、来年度以降は「宮城の将来ビジョン」の体系で評価が行われる。政策評価部会の意見を評価に適切に反映させるとともに、評価を県の政策・施策・事業の見直し、企画立案等に結びつけ、活用することにより、県行政運営の効率性及び質の更なる向上が図られ、「宮城の将来ビジョン」が実現されることを願っている。

平成19年 月 日

宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔 一

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 関田 康 慶

調査審議の方法

行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた平成19年度政策評価・施策評価に関し、県自らが作成した「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

諮問を受けた政策評価・施策評価は、「宮城県総合計画第 期実施計画」で定められた全36政策213施策のうち、当該政策を構成する施策に政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業に平成18年度実績がある30政策103施策である。

そのうち、今後の県政運営上特に重要と認められる11政策、41施策について調査審議を行った。

2 調査審議の方法

当部会では、福祉、環境、教育、産業、社会資本の5分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、各基本票の記載内容について施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。

政策評価は、基本票の評価シート(A)に基づいて、政策に対する施策設定の適切性及び施策の政策に対する有効性を評価したものである。当部会では、施策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

施策評価は、基本票の評価シート(B)に基づいて、施策に対する事業設定の妥当性、事業の有効性、効率性を評価したものである。当部会では、政策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

福祉分科会
(2 政策 8 施策)

〔担当委員〕
濃沼信夫委員 (東北大学大学院医学系研究科教授)
関田康慶委員 (東北大学大学院経済学研究科教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 5 日	政策 1	・ 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり (5 施策)
第 2 回	平成 19 年 7 月 24 日	政策 6	・ 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり (3 施策)

環境分科会
(2 政策 5 施策)

〔担当委員〕
長谷川信夫委員 (東北学院大学名誉教授)
山本玲子委員 (尚絅学院大学総合人間科学部教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 11 日	政策 8 政策 10	・ 地球環境の保全 (2 施策) ・ 豊かな自然環境の保全・創造 (3 施策)

教育分科会
(1 政策 6 施策)

〔担当委員〕
水原克敏委員 (東北大学大学院教育学研究科教授)
宇田川一夫委員 (東北福祉大学総合福祉学部教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 5 日	政策 22	・ 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 (6 施策)

産業分科会
(2 政策 7 施策)

〔担当委員〕
大滝精一委員 (東北大学大学院経済学研究科教授)
小林豊弘委員 ((財) みやぎ産業振興機構プロジェクトマネジャー)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 11 日	政策 19 政策 21	・ 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 (2 施策) ・ 雇用の安定と勤労者福祉の充実 (5 施策)

社会資本分科会
(3 政策 1 2 施策)

〔担当委員〕

林一成委員 ((財) 計量計画研究所東北事務所部長)

安藤朝夫委員 (東北大学大学院情報科学研究科教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)
第 1 回	平成 19 年 7 月 6 日	政策 7 ・ 県土の保全と災害に強い地域づくり (5 施策)
第 2 回	平成 19 年 7 月 10 日	政策 33 ・ 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 (4 施策) 政策 34 ・ 国内の交流を進めるための交通基盤の整備 (3 施策)

教育・産業分科会 (共管)
(1 政策 3 施策)

〔担当委員〕

水原克敏委員 (東北大学大学院教育学研究科教授)

宇田川一夫委員 (東北福祉大学総合福祉学部教授)

大滝精一委員 (東北大学大学院経済学研究科教授)

小林豊弘委員 ((財) みやぎ産業振興機構プロジェクトマネジャー)

	開催日	審議政策 (審議施策数)
第 1 回	平成 19 年 7 月 26 日	政策 36 ・ 高度情報化に対応した社会の形成 (3 施策)

太字の委員は分科会コーディネーター

調査審議の結果

当部会で審議を行った政策評価・施策評価について、各々に意見を付し、併せて数字による判定を行った。

判定結果は次のとおりである（7段階で判定。7段階判定は県の自己評価について数字が大きいほど妥当性が高い。4が中央。）。

【政策評価に対する判定】

判定 (7段階)	1 (最低)	2	3	4 (中央)	5	6	7 (最高)	計
政策数			2	6	3			11

【施策評価に対する判定】

判定 (7段階)	1 (最低)	2	3	4 (中央)	5	6	7 (最高)	計
施策数		1	8	15	13	2	2	41

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「行政評価委員会政策評価部会の意見」のとおりである。

1 全体的事項

今回、調査審議を行った政策評価・施策評価について、各分科会から出された主な意見は次のとおりである。

(1) 事業の設定について

- ・事業の設定が施策名とかい離しているものがみられた。事業は適切な施策に設定すべきである。

- ・県は施策に関して様々な事業を実施しているが、評価対象になっている事業は限定されているものがみられた。実施している事業をできるだけ重点事業として設定して、評価の対象としてはどうか。

- ・施策によっては、評価の対象事業をソフト的な事業に限定しているが、ハード的な対策が必要な施策については、ハード的な事業も評価の対象に含めてはどうか。

(2) 政策評価指標について

- ・施設の設置数などの量を表す政策評価指標が設定されている施策については、これだけでは施策の成果を把握しにくいので、機能や質を表す政策評価指標を設定することも考慮してほしい。

- ・施策を評価する政策評価指標は一つである必要はないので、実施する事業の対象者や種類等に応じてできるだけ複数の政策評価指標を設定してはどうか。

- ・政策評価指標の目標値について、実現不可能なものや設定根拠が現実的でないものがみられたので、再検討すべきである。

- ・政策評価指標について、施策に対する指標としては妥当だが、県の関与以外の要因により大きく左右される指標であるために、県の実施する施策の指標として使用するのに疑問のあるものがみられた。

- ・数年前の値を現況値として評価している施策については、事業による効果を迅速に反映できるようなサブ指標を検討してほしい。

- ・政策を構成している施策のうち、政策評価指標が設定されている施策が少ない政策は、政策全体としての体系性を欠くので、政策評価指標の設定について検討してほしい。

- ・ストック形成を主たる目的とする施策の場合、現行指標による事業実施中の評価は困難であるから、この種の施策については適切な評価方法を検討する必要がある。

(3) 評価内容について

- ・政策評価は各施策の評価内容を機械的にとりまとめるのではなく、各施策の評価内容をよく吟味して評価すべきである。

- ・事業設定の妥当性の項目について、全ての事業に同じ文面で記載している施策がみられた。それぞれの事業について、設定の妥当性をしっかり記述してほしい。

- ・事業に課題があると書くと評価が悪くなるためか、事業の課題が書きにくく、うまくいっているような書きぶりになる傾向がある。どの事業も課題解決のために行っているはずなので、課題が何であるのかが分かりやすいような評価シートの構成を検討してほしい。

- ・個別の事業の成果を表す指標（成果指標）が設定されていないものについては、事業の目的がどのように確保されたのかなどを判定しにくいので、できるだけ設定するように検討してほしい。

2 個別的事項

今回、調査審議を行った政策評価・施策評価について、各分科会から出された主な意見は次のとおりである。

教育分科会

教育分科会では、1政策6施策について審議を行った。

政策評価では、「5」と判定した。

施策評価では、「4」と判定した施策が1つ、「5」と判定した施策が4つ、「7」と判定した施策が1つだった。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 本政策を実施していくためには、施策群はいずれも必要不可欠な施策である。施策群の設定には、それぞれ独自性があり「適切」と判断できる。
(政策2 2 「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」)
- ・ 事業群の有効性について、総合学科などの組織改革は順調であり、授業改善と学力向上策も成果をあげていると判断できる。全体的に特色ある学校づくりは「概ね有効」に進めていると思われる。ただし、特色ある学校づくりには、再編後のカリキュラム改革とその研究のあり方が大切であると思われる。
(政策2 2 施策1 「特色ある学校づくり」)
- ・ 事業群の有効性について、前年度から問題として指摘した、いわゆる「中1ギャップ」への対応が明瞭には見えないところが懸念される。不登校児童生徒の学校復帰率が増加しているので、おそらく全体的に対応する仕方でもバランスを保ちながら進めているものと思われるが、対応が見えるようにしたほうが効果的と考える。
なお、中1不登校児童生徒出現率を指標として新たに設定したことは、その改善に対する行政の意欲として評価できる。
(政策2 2 施策2 「不登校児童生徒等への支援」)
- ・ 事業群設定の妥当性について、それぞれの事業の意味と役割を明確に記述してほしい。
(政策2 2 施策3 「特別支援教育の充実」)
- ・ 社会人講師が教える日数はどの程度が妥当なのか、あまり多いのも考えものである。15%を超えたあたりから、内容に即した評価の段階に入らなければならないように思われる。
(政策2 2 施策6 「地域に開かれた学校づくり」)
- ・ 地域と学校とのよい協働が企図されている。各市町村・学校・保護者・地域社会の人々が理解し、実践しているため「有効」と判断できる。地域社会は高齢化し過疎化している。学校を引き込むことが活性化をもたらす条件となっている。
(政策2 2 施策7 「地域社会と学校教育との協働の推進」)

産業分科会

産業分科会では、2政策7施策について審議を行った。

政策評価では、2政策を「4」と判定した。

施策評価では、「4」と判定した施策が4つ、「5」と判定した施策が3つだった。各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 経営基盤の強化は本県産業施策の上で、重要な課題であり、成果が即現れるものではないため、地道な取組をかさねることが必要である。職員による積極的な企業訪問は評価に値する。その情報をいかに活用し、経営基盤の強化に結びつけるか一層の工夫を期待する。
(政策19「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」)
- ・ 中小企業再生支援協議会運営費補助事業については、事業の成果の「質」の部分が十分に捉えられていないきらいがある。本来は相談件数よりも二次経営計画策定後の再生策そのものに評価の焦点を当てることが税金投入の観点からも望ましいと判断される。情報開示のあり方との関連を含め、さらに検討する必要がある。
(政策19 施策1「中小企業の経営基盤の強化」)
- ・ 景気の回復により、雇用率の改善にも一定の成果が見られるが、県内の失業率は依然として高く、一層の取組が必要である。非正規雇用者対策等未着手の課題があり、勤労者福祉も含め、雇用条件の質の向上に注力する必要がある。
(政策21「雇用の安定と勤労者福祉の充実」)
- ・ 若年者就職支援ワンストップセンター事業については、他県の取組みと比較してもめざましい成果を上げており、ワンストップセンターの立地の利便性も手伝って、若者の安定した雇用創出に効果をあげている。
(政策21 施策1「雇用の創出」)
- ・ この施策の効果をあげるには、「子育て支援」と連動した取組みが必要であり、施策間の谷間への対応にさらに配慮することが求められる。
- ・ 住む市町村によって受けられるサービスの差が著しい。女性が第三子以降も安心して産める環境作りが重要である。育児休業の取りやすい事業所の表彰等、積極的な取組みを期待したい。
(政策21 施策4「女性が働きやすい環境の整備」)
- ・ 高齢化社会を迎え、益々ニーズの高まる課題であり、シルバー人材センター設置支援のみでは解決につながると思えない。例えば、経験者の持つスキルデータベース、働きたい高齢者に対する自己啓発も可能な止り木のような施設の設置等、働く意欲の継続につながる施策が望まれる。
(政策21 施策5「高齢者の雇用・就業機会の拡大」)
- ・ 政策評価指標「障害者雇用率」は、目標値が未達であるものの、近年少しずつ上昇しており、一定の成果が認められる。今後は障害者雇用率の高い県も参考に、県内のトップ企業、モデル企業をつくっていくことも大切である。
(政策21 施策6「障害者の多様な就業対策」)

社会資本分科会

社会資本分科会では、3政策12施策について審議を行った。

政策評価では、「3」と判定した政策が1つ、「4」と判定した政策が1つ、「5」と判定した政策が1つだった。

施策評価では、「2」と判定した施策が1つ、「3」と判定した施策が2つ、「4」と判定した施策が4つ、「5」と判定した施策が2つ、「6」と判定した施策が2つ、「7」と判定した施策が1つだった。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 「防災」には財政面の限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的である。この観点から、「水害」及び「土砂災害」に関する施策は妥当なものと評価できる。しかし、「地域ぐるみの防災組織」に関しては、高齢化等に伴うコミュニティの変質や昼間時の被災に対応できるものとなっていない。また、「震災対策」は多様な施策の複合体であって、特に消防水利のような矮小化した次元で捉えるべきではないと考える。県には震災時の司令塔の役割が期待されるから、個別事業の実施主体とは関係なく、全体のコーディネーションを図る方向で施策を体系化すべきである。
(政策7「県土の保全と災害に強い地域づくり」)
- ・ 施策3「土砂災害から地域を守る地すべり対策等」では、数千に上る要対策箇所に対し、ハード対策ではカバーできない実態を認識しつつ、砂防基礎調査を活用した要対策箇所周辺地区での「出前講座」を年間112箇所で開催している。県民の安全性の確保に対する県の姿勢が強く打ち出されており、高く評価できる。
(政策7 施策3「土砂災害から地域を守る地すべり対策等」)
- ・ 震災対策は多岐に渡り、例えばライフラインを取っても、道路は国・県・市町村、電気は民間、水道は市町村など、設置者がばらばらである。それゆえ全体のコーディネーションは不可欠で、県には司令塔としての役割が期待される。新しいビジョンの下で、県が総合的かつ主体的に震災対策に取り組むことを期待したい。
(政策7 施策5「震災対策の推進」)
- ・ 空港・港湾に関して、各々本体部分と周辺部分に分ける施策区分は重要である。前者に関しては本体部分のハード関連事業終了に伴って、担当課の統合が行われたことは妥当である。周辺部分としては、両者とも区画整理事業が中心になるが、前者については一般の市街地開発事業と大差なく、無理に空港と関連付ける必然性が感じられない。
(政策33「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」)
- ・ 地方部での公共交通の維持は大変厳しく、政策運営は難しい局面におかれている。これまでのようなバス事業補助だけでは、利用者は減少するのみであり、地域のニーズに対応した柔軟なサービス、自動車との連携方策、県民の意識変容による公共交通への転換策、県自ら総合交通の観点から施策・事業のあり方を示し、市町村や地域を指導していく姿勢が求められる。
(政策34「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」
施策3「バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備」)

教育・産業分科会（共管）

教育・産業分科会では、1政策3施策について審議を行った。

政策評価では、「4」と判定した。

施策評価では、「3」と判定した施策が1つ、「4」と判定した施策が1つ、「5」と判定した施策が1つだった。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 政策の設定が広範囲に及びすぎ、施策群の設定との関係に体系性を欠いている。別途定められているIT推進計画とも整合性のある施策群の設定の仕方が望ましい。
また、事業群は寄せ集め的で、関係部課も責任をもってトータルに企画することが難しいように思われる。
- ・ 各施策に関して、県内の情報化はある程度進んでおり、「概ね有効」だと思われるが、電子自治体化を本格的に早急に進めないと高度情報化に対応した社会の形成は難しい。地域格差の是正にも貢献度の高い政策であるので、この施策に重点的に知事がリーダーシップをとって進めてほしい。そうすれば、多くのところに大きな影響を与えていくことができるのではないかと。
（政策36「高度情報化に対応した社会の形成」）
- ・ コールセンターの誘致政策では効果を上げており、今後より付加価値の高い分野で引き続き誘致を進めることが望ましい。県の関与が生きている成果が見られ、県関与の適切性については「適切」と判断できる。
- ・ 情報サービス産業企業数増加率の指標は、評価Cであるが、社会経済情勢データで示されている他県の情報関連企業事業所の平成11年から16年の増加率の状況を見ると、全国は-23.4%、首都圏以外は-35.9%であり、これに比して宮城県は+19.4%である。全国的動向から見れば、厳しい条件下でも宮城県は奮闘したとみるべきで、施策としての評価はAに値する。
（政策36 施策2「産業の情報化、情報産業等の集積促進」）
- ・ 自治体の電子化はインフラの整備から利活用に視点が移っている。政策評価指標「電子申請・届出件数の割合」について、ほぼ目標はクリアしているものの、現状で電子化により行政手続の簡素化や行政コストの削減が進んでいるとは思えない。電子自治体をさらに強力に推進していく必要があり、施策としてより高い優先順位を設定すべきである。
（政策36 施策4「電子自治体化の推進」）
- ・ 政策評価指標「コンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率」の前提条件として、各教員へのコンピューター供給率はどの程度なのか。小中高の教員一人一人への供給率を明確にしてほしい。また、それぞれの教室に投影するための液晶プロジェクター、スクリーンや、教材投影機、デジカメなどはどの程度配置されているのか。
各教室、教員に配備されなければ、コンピュータを使った教科等の指導はできないのではないかと。努力していると思うが、さらなる普及を期待したい。
（政策36 施策5「次世代を担うIT人材の育成」）

平成19年度行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果一覧表

7段階判定は、県の自己評価について、数字が大きいほど妥当性が高い判定となる。4が中央。

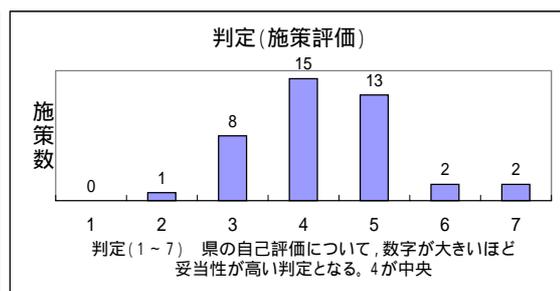
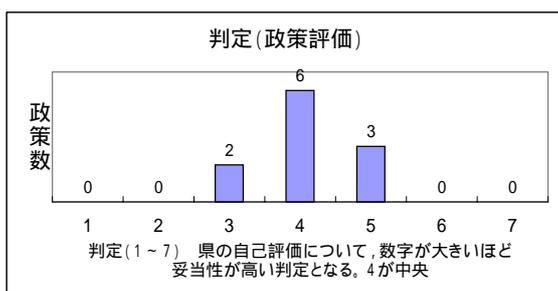
(政策・施策に付した番号は、政策整理番号及び施策番号をさす。)

審議対象：11政策41施策

分科会名	政策	県の 評価原案	7段階 判定	施策	県の 評価原案	7段階 判定
福祉 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 2政策 【施策】 8施策	1 障害者・高齢者が地域で 自分らしい生活を送るための 環境づくり	概ね 適切	4	1 障害者の地域での生活支援	概ね適切	3
				2 重度障害者の家庭での生活支援	概ね適切	5
				3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	概ね適切	4
				4 元気高齢者の生きがいづくり	適切	3
				5 障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	適切	3
	6 県民が安心して安全な生活 を送るための環境づくり	適切	5	1 救急搬送体制の整備	概ね適切	4
				3 事故のない安全で快適な交通社会の実現	適切	5
				4 食品や水道水などの安全確保	概ね適切	5
環境 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 2政策 【施策】 5施策	8 地球環境の保全	概ね 適切	3	1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	概ね適切	3
				2 新エネルギー等の導入促進	適切	4
	10 豊かな自然環境の保全・創 造	概ね 適切	4	1 自然公園等の優れた自然環境の保全	概ね適切	4
				5 森林の適正な管理	概ね適切	3
				6 自然とふれあう場や機会の提供	適切	4
教育 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 1政策 【施策】 6施策	22 個性・創造性・豊かな心を 培う教育の推進	概ね 適切	5	1 特色ある学校づくり	概ね適切	5
				2 不登校児童生徒等への支援	概ね適切	5
				3 障害児教育の充実	概ね適切	4
				5 大学等高等教育の充実	概ね適切	5
				6 地域に開かれた学校づくり	概ね適切	5
				7 地域社会と学校教育との協働の推進	適切	7
産業 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 2政策 【施策】 7施策	19 足腰の強い産業育成に向 けた経営基盤の強化	適切	4	4 中小企業の経営基盤の強化	適切	4
				5 国際化への対応	適切	5
	21 雇用の安定と勤労者福祉 の充実	概ね 適切	4	1 雇用の創出	概ね適切	5
				4 女性が働きやすい環境の整備	概ね適切	4
				5 高齢者の雇用・就業機会の拡大	概ね適切	4
				6 障害者の多様な就業対策	概ね適切	4
				7 新規学卒者の就職対策	概ね適切	5

分科会名	政策	県の 評価原案	7段階 判定	施策	県の 評価原案	7段階 判定
社会資本 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 3政策 【施策】 12施策	7 県土の保全と災害に強い地域づくり	概ね 適切	3	1 地域ぐるみの防災体制整備	適切	3
				2 水害から地域を守る河川等の整備	概ね適切	6
				3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等	適切	7
				5 震災対策の推進	概ね適切	4
				6 地震防災のために必要な施設、設備の整備	概ね適切	3
	33 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	概ね 適切	5	1 仙台空港の機能の強化と活用	概ね適切	4
				2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	概ね適切	4
				3 仙台国際貿易港の整備と活用	適切	5
				4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	概ね適切	6
	34 国内の交流を進めるための交通基盤の整備	概ね 適切	4	1 高速道路の整備	概ね適切	4
				2 国道、県道、市町村道の整備	概ね適切	5
				3 バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	概ね適切	2
教育・産業 分科会(共管) 審議対象 政策・施策数 【政策】 1政策 【施策】 3施策	36 高度情報化に対応した社会の形成	概ね 適切	4	2 産業の情報化、情報産業等の集積促進	適切	5
				4 電子自治体化の推進	概ね適切	3
				5 次代を担うIT人材の育	概ね適切	4

各分科会 合計	政策評価対象政策	計30政策	施策評価対象施策	計103施策
	うち分科会の審議対象政策 【審議結果】	11政策		うち分科会の審議対象施策 【審議結果】
	判定7		判定7	2施策
	判定6		判定6	2施策
	判定5	3政策	判定5	13施策
	判定4	6政策	判定4	15施策
	判定3	2政策	判定3	8施策
	判定2		判定2	1施策
	判定1		判定1	



行政評価委員会
政策評価部会の意見

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり				適切	おおむね適切	おおむね有効	おおむね適切	4	<p>・施策群の設定の妥当性について「適切」と評価しているが、施策4「元気高齢者の生きがいつくり」では施策名称と中身の事業との関わりが合っていない。この評価は「概ね適切」が妥当ではないか。</p> <p>・施策4「元気高齢者の生きがいつくり」の施策名と政策評価指標「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数」の内容が異なっている。施策の設定だけを見ると適切のように見えるが、施策に設定された評価指標を見ると中身は異なっている。施策の設定や政策評価指標を関連づけてはじめて適切な評価ができるのではないか。</p> <p>・施策の有効性について、施策3を「概ね有効」と評価しているが、他の「有効」と評価している施策に比べて評価が低い理由がよく分からない。他の施策に比べてネガティブな内容を根拠のところにしっかり記載するべきではないか。</p> <p>・政策評価は施策の評価内容を機械的にとりまとめるのではなく、各施策の評価をよく吟味して行うべきである。</p>
1	障害者の地域での生活支援	障害者生活支援センター設置数	...	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	3	<p>・障害者自立支援法の施行で障害者生活支援センターの設置は市町村に移管されたため、今年度の政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」の現況値は空白になっているが、県は市町村の情報を集約して県全体の実態を評価すべきではないか。それで地域差があればそれなりのサポートや支援をしていくことも必要である。</p> <p>各市町村の事業の進捗状況を評価シートにコメントとして記載してはどうか。</p> <p>・現在は施設の設置数などの指標が設定されている。分かりやすい指標だが、これだけでは施策の成果を把握しにくいので、次のレベルに迫れるような指標を検討してはどうか。機能や質を表す政策評価指標を設定して、質的評価も考慮して欲しい。質的評価も達成度評価が可能である。</p> <p>具体的には、設置した施設での活動状況や利用者の意識に関する指標など、利用者の立場が把握できるような指標を設定してはどうか。</p> <p>・グループホーム以外にも多様な生活支援が行われているので、グループホーム以外の生活支援の充実の度合いもはかれるように、多様なサービスを組み合わせた政策評価指標も検討してはどうか。評価指標は一つである必要はなく、それぞれの対象者や種類に応じて作った方がいい。</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴って策定された障害福祉計画ではそれぞれのサービスの目標数値を設定したということだが、それを評価の指標としてはどうか。</p> <p>・地域での支援がなければグループホームの施設数を増やさなければならないし、地域での支援が充実している場合はそれほどグループホームの施設数は必要としないかもしれない。グループホームの設置数の目標値を設定する場合は、他のサービスとの関わりから、どのくらい施設が必要かということを検討して欲しい。</p>
2	重度障害者の家庭での生活支援	利用希望者に対する提供率	A	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・政策評価指標の「利用希望者に対する提供率」は、パーセント表示だけだと利用者が増えているのか減っているのかが把握できないので、人口呼吸器を装着するALS患者と全身性障害者に分けた実際の利用者数を示してはどうか。</p> <p>・難病の患者は医療介護・生活支援を組み合わせで生活しているので、利用している制度も様々である。担当のケアマネジャーが補助制度などをよく知らないために、在宅での難病患者の自己負担が大きくなっている場合が考えられる。制度が利用しやすい支援体制の整備や、医療介護・生活支援を関連付けた視点からの施策を検討してほしい。</p> <p>・評価シートBの事業の分析で、問題があると書いてしまうと、評価結果が悪くなるためなのか、どうしても事業には問題がなく、うまくいっているような書きぶりになりやすい。課題があるから事業をやっているのだから、どの事業も課題をかかえているはずだが、その課題がなかなか書きにくいのではないかと。課題があること自体が分かりやすいように評価シートがつくられていけばよい。</p> <p>具体的には、事業の分析のところにプラス面とマイナス面をそれぞれ書いてもらう欄を設けるなどして、課題を解決すべく進んでいるというような、課題が何か分かるような書き方にするとよいのではないかと。</p>

施策体系				評価原素			行政評価委員会政策評価部の意見		
政策名	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
				B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・B-1の施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性は「適切」と評価しているが、医療の依存度が高い人が増えている中、支援はデイサービスだけで十分なのか。デイサービスと同時にデイケアも支援していく必要があるのではないかと。</p> <p>医療のサービスとリンクして介護が動くので、医療の依存度が高い人に対するリハビリのあり方を考えると、デイケアがこれから必要になるのではないかと。</p> <p>・病院在院日数の短縮などから、医療依存度の高い人たちが在宅での介護や医療を受けるようになってきた。また、療養病床の再編で大幅に療養病床が削減されることから、受け皿が問題になっている。新型老人保健施設がどこまで受け入れられるかわからないが、在宅での役割が大きいので、在宅関連施策の充実が求められる。</p> <p>・訪問看護ステーションが機能しないと在宅医療支援は動かないが、看護師の確保が非常に困難になっていることから、訪問看護ステーションの機能がなかなか向上しない。そうした場合の対応のあり方を考えると、人材確保事業とも連携しなければならないのではないかと。</p> <p>・「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」の目標値を100%に設定しているが、これは自立して自分でやるのはダメだと言っているのと同じである。自立しようとしている人が1割か2割いてもおかしくはないし、できればその方がよいと思う。その辺も考慮して目標値を設定してもよいのではないかと。</p> <p>・「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、少しでも介護サービスを利用すると、利用した割合にカウントされる。もっと介護サービスを利用したいがサービスの供給がないために利用できなかった人がどのくらいいるかは把握できない。モニタリングの情報を活用して介護サービスの資源が適切にあるか評価することができないか。</p> <p>・介護サービスが将来的に定着したときに、過剰でも過小でもない適正なサービスの提供という視点が財政面からも必要になると思われる。他県の情報など、現在の80%が適正なのかを把握できるような数値が必要ではないかと。</p> <p>・既存の特別養護老人ホームをユニット化すると面積が減って入所定員が減ってしまうが、減った分を受け入れる施設はないと思う。新型の施設では最初からユニットで作るからいいが、旧型の施設のユニット化を進めることは可能なのか。</p> <p>また、ユニット化を進めるということは、低所得者にはかなり負担になるので、4人部屋の方がよいという希望もあるのではないかと。</p>
4	元気高齢者の生きがいづくり	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数	A	適切	有効	効率的	適切	3	<p>・施策名「元気高齢者の生きがいづくり」に対して、高齢者リハビリテーションや福祉用具プランナーの人材育成などの事業が設定されているが、施策名と事業の設定にかい離がある。高齢者リハビリテーションの事業は施策3「介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実」に設定するなど、適切な施策に設定すべきである。</p> <p>・「みやぎ高齢者元気プラン」では、訪問リハビリの供給量について、全体的に利用が進んでおらず、また地域差が大きいことが課題になっていることだが、それらの課題は評価シートには記載されていない。課題を認識しているのであれば、記載すべきではないかと。</p> <p>・福祉用具プランナー研修事業の研修時間は7日間(座学51時間、実技47時間)とのことだが、利用者の様々な介護の状態、要介護度、疾患に応じて福祉用具の利用支援等を行うには短すぎるのではないかと。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	ケアマネジメントリーダー数	A	適切	有効	効率的	適切	3	<p>・B-1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性は「適切」と評価されているが、施策3「介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実」に関連して、訪問看護ステーションの看護師の確保が非常に困難になっている。訪問看護ステーションのマンパワーの資源が不足気味であれば、医師不足と同じように施策や事業で何らかの対策をうたなければいけないのではないかと。</p> <p>・政策評価指標「ケアマネジメントリーダー数」について、平成18年度から制度改正でケアマネジメントリーダーの制度は主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の制度に変更された。 期待される役割は同じであるとしても、同じグラフに盛り込むことは難しいのではないかと。誤解を招かないように記載してほしい。</p>
6	NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進								